平成３１年４月吉日

協力業者各位

株式会社本間組

再下請負通知書の改定について（お知らせ）

今般、出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律により、新たな在留資格「特定技能」が創設されました。

このため、再下請負通知の記載事項として「一号特定技能外国人の従事状況」が追加されました。これは平成３１年４月１日より施行されています。

　つきましては、下記事項にご留意し、再下請通知書の提出をお願いします。

記

**１．再下請負通知書の記載事項の追加**（建設業法施行規則第14条の4）

|  |
| --- |
| 再下請負通知書に「**一号特定技能外国人の従事状況（有無）**」の記載が追加されました。公共工事、民間工事を問いません。 |
| 一号特定技能外国人が従事する場合は、従事する者のパスポート及び在留カードの写しを添付して下さい。 |

**２．対象工事・適用日**

|  |
| --- |
| 施工体制台帳作成対象工事で、発注者と元請企業間の当初契約の締結日が、平成３１年４月１日以降の工事から適用されます。 |

**３．当社様式の改定について**

当社ホームページの協力会社の皆様へよりダウンロードできます。労務・安全衛生管理体制報告書（通称：グリーンファイル）

　　・一括ダウンロード　労務・安全衛生管理体制報告書

　　・個別ダウンロード　013.再下請負通知書

**４．外国人従事者に関する提出書類について**

　　外国人が現場に入場する際は、以下の書類を提出して下さい。

　①一号特定技能外国人

　　・パスポート（写し）及び在留カード（写し）

　②外国人建設就労者

　　・外国人建設就労者建設現場入場届出書（添付書類１～４付）

　③外国人技能実習生

　　・パスポート（写し）及び在留カード（写し）

御社が工事の一部を再下請業者に請け負わせる場合は、再下請業者にも上記内容を通知するなどして、徹底をお願いします。

以上